平成２２年（フ）第９４７号
愛知県半田市青山７丁目３番地の５　ルミエール・カンユウＡ棟102号
債務者　松元　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４８号
名古屋市北区敷島町37番地　メゾン敷島405号
債務者　池ケ谷達也
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９９号
愛知県弥富市佐古木７丁目37番地12　ドミール藤Ａ―103
債務者　光井　正勝
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１９号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山５号棟103号
債務者　鳴瀧　　巧
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１４３号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55―513号
債務者　熊谷　　博
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０２号
大阪府豊中市岡町南３丁目４番３号
債務者　松本昌巳こと　松本　正巳
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９０４号
大阪市西区九条南４丁目１番５号
債務者　三澤みのり
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２８号
大阪府八尾市幸町５―67　市営西郡住宅35号館15号室方　花畑方、住民票上の住所大阪府八尾市幸町４丁目70番地
債務者　花畑こと　藤岡　茂子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８３号
大阪府東大阪市加納３丁目９番14―401号
債務者　三鶴　賢治
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２１号
大阪市旭区新森７丁目８番30―1105号
債務者　小池　千穂（旧姓仲松）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０１号
大阪府門真市上野口町54番13―407号
債務者　湯浅　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６８号
大阪市東成区大今里１丁目11―25　アーバンハウス今里305号、登録原票上の住所大阪市東成区東今里３丁目22番27号　東川マンション３Ｆ
債務者　インテリアハラキこと原木敏春こと　黄　　敏春
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９８号
大阪府高槻市真上町２丁目16番35号
債務者　吉田　圭子（旧姓大黒）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６０９号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―706号
債務者　髙田　英太
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３６号
千葉県市川市相之川４丁目３番１―402号　パークサイド南行徳、申立時の住所大阪府豊中市上新田４丁目23番11―201号
債務者　田中　利子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９８７号
大阪府吹田市岸部南３丁目30番１―201号
債務者　髙森　惠利
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２３号
大阪府高槻市天神町２―31―３第２天神山荘101号、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目８番４号
債務者　﨑田　健二
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部